

第1回古平町議会定例会 第2号

平成27年3月5日（木曜日）

○議事日程

- 1 議案第12号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第10号）
- 2 議案第13号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 議案第14号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 4 議案第15号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 5 議案第16号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 6 議案第17号 古平町課設置条例等の一部を改正する条例案
- 7 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第19号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第20号 古平町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第21号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 11 議案第22号 古平町子どものいじめの防止に関する条例案
- 12 議案第23号 後志広域連合規約の一部を変更する規約について
- 13 議案第24号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 14 同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命について
- 15 発議第1号 古平町議会会議規則の一部を改正する規則案
- 16 陳情第1号 泊原発の再稼働に同意せず、廃炉入りを求める意見書の採択に関する陳情
- 17 陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の採択をもとめる陳情

○出席議員（9名）

議長10番	逢見輝統君	2番	岩間修身君
3番	中村光広君	4番	本間鉄男君
5番	堀清君	6番	高野俊和君
7番	木村輔宏君	8番	真貝政昭君
9番	工藤澄男君		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	本	間	順	司	君
副	町	長	田	口	博	久	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君
総	務	課	小	玉	正	司	君
会	計	管	白	岩		豊	君
財	政	課	三	浦	史	洋	君
民	生	課	和	泉	康	子	君
保	健	福	佐	藤	昌	紀	君
産	業	課	村	上		豊	君
建	設	水	本	間	好	晴	君
幼	児	セ	宮	田	誠	市	君
教	育	次	佐	々	容	子	君
財	政	係	人	木	完	至	君
		長		見			

○出席事務局職員

事	務	局	長	藤	田	克	禎	君
議	事	係	長	中	村	貴	人	君
		兼						
		総						
		務						
		係						
		長						

開議 午前 9時57分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま議員9名の出席でございます。

説明員は、町長以下13名の出席をいただいております。

以上でございます。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） おはようございます。ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見っております。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第12号

○議長（逢見輝統君） 日程第1、議案第12号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第12号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第10号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

今回は、3月でございますので、整理補正の部分が多うございます。細節では歳出で72件、歳入では53件載せてございます。それとともに、年度内に完了できない部分が事業が3件ございますので、繰越明許費で補正させていただきます。また、債務負担行為として、年度内に契約したい部分を4件載せてございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406万7,000円を追加しまして、36億1,739万8,000円とする予算でございます。

款項区分ごとの金額につきましては、第1表、2ページ、3ページにございます歳入歳出予算補正に載せてございます。

また、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正につきましては、4ページ、5ページにお示ししてございます。

ここで4ページをおめくりください。第2表で繰越明許費補正を載せてございます。ちょっと訂正をお願いしたい部分がございます。開会前に申せばよかったのですが、この場をかりて訂正をお願いいたします。2款3項の戸籍電算化事業です。起債は2,700となっておりますが、この金額を9,288、正しくは9,288。そうしますと、合計の欄も変わってきます。ここには23,300となっておりますが、これを29,888、正しくは29,888。内容としましては、戸籍電算化事業に928万8,000円繰り越しをしたいということで載せております。戸籍の電算化データの作成業務で執行できる部分が現在戸籍の部分が予定どおり執行しまして、3月7日、実施するということになっております。

延長する部分が除籍の部分、これちょっと工期を延ばさなければ完了しないということで、ことしの9月ぐらいまでを見ております。この部分で928万8,000円をのせております。また、3款2項と3項で児童福祉関係、国民年金関係のマイナンバーのシステム整備ということで80万円と20万円繰り越しさせていただきたいと、こちらの予算につきましては歳出の部分でものせてございます。合計2,988万8,000円、この3つの事柄と2月に繰越明許を設定しております1,960万円を足しまして合計金額が29,888ということでございます。

続いて、3表のほうで債務負担行為ということで、福祉センター、温泉、旅行村、あいランド広場の契約を年度中にしたいということで載せてございます。

それでは、事項別明細書の歳出のほうからご説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、既定の予算に24万8,000円を追加して、1,528万6,000円とするものがございます。12節では郵便料16万7,000円の増ということで、ふるさと納税の関係で寄附金の受領証明書を役場のほうから寄附なさった方に出さなければならないと、こちらの経費もかなりありますので、その部分の増額でございます。13節では旅券交付申請等事務委託料、新しく設けております8万1,000円、余市町さんのほうでやっていた部分でございます。余市、古平、仁木ということで案分して、8万1,000円が古平の持ち分ということになってございます。

続いて、5目財産管理費、既定の予算に35万4,000円を追加して、3,439万3,000円にするものです。12節、後志広域連合に派遣する職員の住宅の借り上げの仲介手数料でございます。これにつきましては、新年度から3年間職員を派遣するというので、単身で部屋は1LDKということで考えてございます。倶知安にある不動産業者の方に依頼しまして、仲介の手数料、家賃の一月分掛ける消費税の金額で6万5,000円の追加です。14節では、この住宅の借り上げ料を見てございます。前もって礼金と敷金、それぞれ1カ月分ということで6万円掛ける2カ月分の12万円を計上しております。18節では、この住宅にテレビなどの備品が必要ということで16万9,000円、内容としましてはテレビ、冷蔵庫、レンジ、掃除機、洗濯機を考えてございます。

続いて、6目企画費、既定の予算に265万3,000円を追加して、7,011万9,000円とするものです。13節、ホームページのサーバー移行業務委託料、新しく見ております。17万3,000円ということで、これは現在のサーバーのサービス提供が終了すると、新しいサービスに移行させるためにこの経費がかかってございます。次に、19節、これは後志広域連合に対する負担金、連合の議会におきまして2月に開催されました。補正予算もなっておりますので、古平町分を金額を合わせるためにやっております。共通経費では21万1,000円減額、滞納整理分では4万3,000円減額、逆に介護保険分では保険給付費アップがございまして、273万4,000円の増額でございます。

続いて、7目電算管理費、既定の予算から296万2,000円を減額して、4,166万3,000円とするものです。13節です。マイナンバー関係のシステム整備業務委託でございます。執行減でございます。296万2,000円、ここの部分で見ているのは、国でいう総務省の関係の分で、住民基本台帳及び税のシステムの部分でございます。

2項2目賦課徴収費、既定の予算に9万4,000円を追加して、556万円とするものでございます。13節、まず地番図修正、編さんの委託料でございますが、今回実施しまして、本年度は24筆、16棟

の加除、加えたり消したりする部分がありました。それで、足りない部分3,000円の追加でございます。共同利用型審査システムの運営委託料、これにつきましては北海道の106団体、市町村で構成しておりまして、お互い費用を出し合っていると、サーバー等の更改に伴う設定変更による経費でございます。それを106団体それぞれ案分しまして、古平町分9万1,000円追加しなければならないということでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、既定の予算から300万2,000円を減額して、3,021万8,000円とするものです。13節で電算化の委託料、契約減によりまして300万2,000円減額します。

ページめくっていただきまして、16、17ページです。このページは選挙費の関係で、選挙終わってございますので、整理補正でございます。4項2目では農業委員会委員選挙費、既定の予算から29万3,000円を減額して7万5,000円とするものです。

また、3目、衆議院議員総選挙と裁判官の国民審査費につきましては、52万1,000円減額して、188万6,000円とするものでございます。

ページめくっていただきまして、18、19ページです。3款1項1目社会福祉総務費、既定の予算に1,572万2,000円を追加して、1億4,259万5,000円とするものです。28節、国保会計への部分でございますが、軽減分、支援分につきましては確定してございますので、合わせるための補正でございます。また、職員給与につきましては、年度末までの所要を見て増額でございます。財政安定化支援事業の繰出金につきましては、確定してございますので、合わせるための補正でございます。そして、国保の税收の部分、国保会計の補正でもご説明があると思いますが、国保税の税收の落ち込みがございます。その部分も関連しまして、財政支援として1,570万円増額させてもらうものです。

続いて、2目地域福祉センター費、既定の予算に27万8,000円を追加して、1,563万7,000円とするものです。13節、指定管理料ですが、27ページ、28ページをお開きください。需用費でございますが、燃料費の部分では37万6,000円の減、灯油の単価が下落しておりますので、それに見合う減額です。光熱水費につきましては、逆に47万8,000円の増ということで、デイサービスの利用がふえているということで水道料、電気料ともに使用ふえております。また、修繕料につきましては、17万6,000円の増でございます。福祉センターの照明の部品交換やら除雪機の整備、また循環ポンプのメカニカルシールの交換などを含んでおります。

18ページ、19ページにお戻りください。7目の高齢者医療費、既定の予算から452万5,000円を減額して、1億596万3,000円とするものです。19節、後期高齢者医療広域連合への負担金538万3,000円の減、これにつきましては療養給付費の負担費の部分で減になるというものでございます。28節につきましては、職員給与費の部分の繰り出し49万4,000円、人件費の増です。その他事務費につきましては36万4,000円の増、マイナンバーシステムの関係でふやします。

続いて、9目介護保険地域支援事業費、既定の予算から58万円を減額して、666万1,000円とするものです。8節では、講師謝礼金8万5,000円の減、当初見ておりました予防教室の回数が減少しましたので、金額も減にしております。また、運営協議会の報償費、開催がございませんでしたので、丸々2万5,000円落とすものです。13節につきましては、介護用品の支給の委託料、当初予算では人数6人見ておりましたけれども、実際実績は3人でございましたので、約半分、25万円落とし

ます。19節、家族慰労金につきましては、ことしも対象者がいなかったということで全額10万円減ということですが、成年後見制度の利用の関係ですが、当初2人と見込んでおりましたが、実際は1人ということで、半分の12万円落としております。

続いて、11目心身障害者及びひとり親家庭の医療費、既定の予算から416万7,000円を減額して、2,026万2,000円とするものです。20節、まず身障医療費の部分で扶助でございますけれども、これにつきましては12月診療分までの実績と今後の見込みを足しますと369万2,000円落としていただろうということでの減額でございます。また、同じような理由でひとり親家庭の扶助費につきましても47万5,000円の減額です。

12目障害福祉費、既定の予算に1,720万円を追加して、4億1,560万6,000円とするものです。20節で障害者の介護給付費、訓練等の扶助費でございますが、2,020万円の増でございます。要因としては、生活寮を改修してグループホームにしたというもので、共同生活援助の部分が増加しております。次の障害児の通所給付の扶助費でございますが、こちらは300万円の減ということで、利用者の想定しておりました利用日数が減じております。

ページめくって、20ページ、21ページです。2項1目児童福祉費、既定の予算に80万円を追加して、4,274万6,000円とするものです。13節でマイナンバーのシステムの委託で、こちらは新しく設けてございますが、児童福祉システムに関する部分でございます。80万円をのせて、国のほうからまだ具体的な仕様が表示されておられないので、全額先ほどの繰越明許費で繰り越すものです。

続いて、2目幼児センター費、既定の予算に1万8,000円を追加して、3,663万3,000円とするものです。19節で広域入所の負担金でございますけれども、実際入所している児童の方は3人ということで、人数は変わりございませんが、保育単価がアップしております。人勧に基づく給与の改定がありましたので、保育単価というものが上がりまして、1万8,000円増額しております。

3項1目国民年金推進総務費、既定の予算に20万円を追加して、151万4,000円とするものです。新しく13節を設けております。こちらマイナンバー関係で、国民年金システムの関係でございます。20万円のせまして、全額繰り越しをしたいということでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、既定の予算から971万9,000円を減額して、7,685万円とするものがございます。19節、古平診療所の部分の負担金でございますが、当初予算は6,000万円でございます。収入、費用、また前年の精算がわかってございますので、概算ということでしょうが、差し引きをしまして、25年度分の精算の金額としては140万円あるということで、結果赤字というか、収支不足の部分4,999万1,000円ということで伝えられておりますので、減額でございます。28節、簡易水道の会計に対する繰出金29万円の増、簡水債、過疎債の交付税措置額決定してございますので、それに合わせたものがございます。

2目の保健事業費、既定の予算から61万8,000円を減額して、1,741万2,000円とするものです。13節、妊婦一般健康診査の委託料でございますが、51万8,000円の減、当初予算では18人と見込んでございましたが、現在は16人で推移してございます。19節、こちらは健診に係る通院の助成金でございます。こちら同様の理由で10万円の減額でございます。

2項1目じん芥処理費、既定の予算から82万6,000円を減額して、7,335万円とするものです。11

節、まず消耗品につきましては3万3,000円、ごみの違反シール、ごみの袋に張る違反シール1,000枚つくりたいと思いますので、増額です。また、指定ごみ袋の購入費69万3,000円減額ということで、当初の見積もりでは枚数10万8,000枚ぐらい見ておりましたが、在庫状況を勘案しまして8万7,000枚で済むということでございます。13節につきましては、じん芥収集の委託料でございますが、契約による減でございます。12万3,000円の減。また、資源物のほうの委託料ですが、こちらも契約減で15万1,000円の減でございます。19節北後志衛生施設組合の負担金でございますが、10万8,000円の増額です。組合の2号補正に係る部分で、内容は衛生センター業務費の増額となっております。

続いて、22ページ、23ページをお開きください。2目については、クリーンセンター管理運営費の財源更正でございます。

6款1項1目農業委員会費、既定の予算から20万5,000円を減額して、485万1,000円とするものです。1節農業委員さんの報酬でございますが、欠員1名でございますので、その部分を減らすものがございます。13節は、農地台帳システムの整備委託料、入札減による9万8,000円の減額です。

2項2目林道管理費、既定の予算から7万5,000円を減額して、346万4,000円とするものです。11節で消耗品を全額落としております。

3目森林総合整備事業費、既定の予算から319万1,000円を減額して、2,276万1,000円とするものです。13節鼻垂石線の実施設計、入札減によりまして66万3,000円の減と、また工事請負につきましては15節で252万8,000円減額してございます。

7款1項3目につきましては、財源更正でございます。

続いて、8款5項1目住宅管理費、既定の予算から36万2,000円を減額して、1,412万2,000円とするものです。15節で、清川団地の解体工事請負費につきまして入札減で36万2,000円の減というものです。

2目住宅建設改良費、既定の予算から341万8,000円を減額して、2,355万5,000円とするものです。15節、栄団地の住戸改善工事請負費でございます。内窓の改修です。入札減によりまして341万8,000円減額します。

3目の住宅推進費、既定の予算から666万2,000円を減額して、533万8,000円とするものです。19節で住宅リフォームの補助金でございます。実績22件でございます。そして、66万2,000円減額していいということでのものです。また、定住促進住宅の建設補助金につきましては、申し込みして下さる業者さん、個人ありませんでしたので、全額落とします。

続いて、24ページ、25ページです。13款1項1目基金費、既定の予算に9万9,000円を追加して、1億6,910万円とするものです。25節で各種基金の部分で預金利子を見込んで補正するものがございます。

14款1項1目職員給与費、既定の予算に752万7,000円を追加して、5億1,216万3,000円とするものです。19節を新しく設けております。派遣職員負担金と書いてございますが、内容は医療対策係長1名、道庁さんのほうから派遣してもらっております。地方自治法による派遣職員であるということで、給与につきましては北海道のほうからこの職員に支給すると、その給与関係の費用につきまして町が全額負担をするということで北海道に払い込むものがございます。給与、共済費、また

古平町に来る赴任旅費、その部分を含めまして752万7,000円というものでございます。

歳出終わりましたので、歳入をご説明します。6ページ、7ページをお開きください。7款1項1目自動車取得税交付金、既定の予算から350万円を減額して、250万円とするものでございます。1節で年度末までの見込みを立てまして350万円減額するものです。

9款1項1目地方交付税、既定の予算に148万8,000円を追加して、17億8,237万3,000円とするものでございます。普通交付税の部分でございますが、国の補正予算、さきの2月3日に成立した補正予算によりまして交付税のほうの部分も、実は7月に交付税が決定してございますが、総額を交付税の計画額に合わせるために調整分ということで減額されております。古平町の減額がここにの載せている148万8,000円減額されておりましたが、さきの国の補正予算によりまして全額つくということになりましたので、増額するものでございます。括弧書きにありますのは交付基準額ということで、去年の7月に算定した金額でございます。

続いて、12款2項1目諸手数料、既定の予算に1万6,000円を追加して、1,312万3,000円とするものでございます。土地現況証明の手数料、当初の見積もりは1筆2,000円であろうということ、実際は9筆ありましたので、1万6,000円増額して1万8,000円とするものでございます。

13款1項1民生費負担金、既定の予算に857万2,000円を追加して、2億2,625万2,000円とするものでございます。1節国民健康保険の基盤安定負担金支援分でございますが、そちらは3万2,000円の減。また、2節、まず障害児の通所給付費の負担金150万円の減、介護給付、訓練等の負担金につきましては1,010万円の増でございます。4節保育所運営費の負担金については4,000円の増ということで、それぞれ歳出予算の部分についてそれぞれの国の負担率に掛け算をしてのせてございます。

2目衛生費負担金、新しく設けさせてもらいます。1万6,000円の設定でございます。未熟児養育医療費等の負担金1万6,000円でございます。対象者を1名と見込んで負担金を申請してございますので、収入があるということでのせます。ただ、実際結果的にも対象者がゼロという、見込みと違ってゼロ人ということですので、その部分返さなければならぬのですが、27年度に入ってしまうということで、27年度の予算で今後返還するというものが出てくるかなと思っております。

2項1目民生費補助金、既定の予算から125万8,000円を減額して、4,532万円とするものでございます。2節子育て支援の交付金で拠点事業の部分につきましては121万6,000円の減、一時預かりにつきましては4万2,000円の減ということで、この関係は当初で見込んでおりますのは国のほうからの補助金だけを見込んでおりました。今度は補助基本額を国と道で3分の1ということで分けるということになってございますので、国のほうはこのように減額でございます。

続いて、2目衛生費補助金、既定の予算から1万7,000円を減額しまして、27万3,000円とするものです。1節で同じ子育て支援でございますが、乳幼児の家庭全戸訪問の部分で1万7,000円の減でございます。

ページめくっていただきまして、8ページ、9ページです。3目農林水産業費補助金、既定の予算から436万3,000円を減額して、1億7,288万7,000円とするものでございます。1節では鼻垂石線の金ですが、入札減によりまして確定しましたので、その部分落とします。

4目の土木費補助金、既定の予算から143万4,000円を減額して、6,285万4,000円とするものです。1節で社会資本の交付金で地域住宅関連事業、内容としましては清丘団地の解体、栄団地の内窓改修、清川団地の建てかえの設計委託の部分での入札減でございます。入札減に合わせた交付金の減でございます。

続いて、7目総務費補助金、既定の予算から52万6,000円を減額して、651万7,000円とするものです。1節でマイナンバーのシステム整備の部分の補助金、国の内示に合わせますので、52万6,000円の減額です。

14款1項1目民生費負担金、既定の予算に462万3,000円を追加して、1億4,572万1,000円とするものです。2節では、国保の基盤安定の部分の支援分で1万6,000円の減、軽減分で33万7,000円の増でございます。4節では、障害児の通所給付の負担金が75万円の減、また介護給付、訓練等の負担金につきましては逆に505万円の増となっております。6節につきましては、保育所運営費の負担金2,000円の増でございます。

2項2目民生費補助金、既定の予算に61万9,000円を追加して、1,597万7,000円とするものです。2節では、母子家庭の医療給付の補助金23万7,000円の減、また重度心身障害者の医療費の補助金184万6,000円の減で、歳出の部分に負担率を掛けているものでございます。5節を新しく設けさせていただきたいと思っております。児童福祉費補助金としてのせております。子育て支援の交付金、先ほど申しましたように国だけで見ていたものを国、道それぞれ3分の1ずつということで、こちらで支援拠点事業のほうで248万4,000円、また一時預かりについては21万8,000円追加してございます。

3目衛生費補助金、既定の予算に6万1,000円を追加して、65万2,000円とするものです。1節で北海道自殺対策の緊急強化推進事業の補助金です。3万3,000円の追加でございます。また、子育て支援の関係で全戸訪問の部分、2万8,000円の追加でございます。

4目農林水産業費補助金、既定の予算に29万1,000円を追加して、824万5,000円とするものです。1節で農業委員会の交付金でございますが、予定額が通知されてございますので、それに合わせた分48万9,000円の増です。また、農地台帳のシステム整備の補助金ですが、入札による減額で9万8,000円の減をしております。

続いて、10ページ、11ページをお開きください。2節の部分ですが、小規模林道の交付金です。内示によりまして、100万円だったところを90万円に落とさなければならないということでの10万円の減額です。

3項1目総務費委託金、既定の予算から172万2,000円を減額して、1,011万1,000円とするものです。5節で衆議院の関係の委託金、年度末までの見込みを考えますと172万2,000円減額が必要ということでございます。

2目の農林水産業費委託金、既定の予算に1万8,000円を追加して、83万2,000円とするものです。1節で国有農地等の管理事務の交付金、交付金の決定通知が来まして、それに合わせるため1万8,000円増額しております。

15款1項2目利子及び配当金、既定の予算に21万2,000円を追加して、23万1,000円とするものです。1節で各種基金の利子の部分、今月3月期の利子も見込んで変更してございます。

16款1項1目寄附金、既定の予算に122万3,000円を追加して、4,640万4,000円とするものです。1節の一般寄附金の部分につきまして、現在122万4,000円、13件の方から13件ございます。その部分で増額補正でございます。

17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算に1,000万円を追加して、8,350万円とするものです。1節で財調基金の部分、今回のこの補正に合わせるための財源調整のために1,000万円の取り崩しでございます。

19款4項2目雑入、既定の予算に854万8,000円を追加して、2,986万9,000円とするものです。1節で災害共済保険の給付金82万3,000円、内容は2つありまして、温泉の部分の玄関ガラス割られた部分で保険の適用になります部分22万1,000円と火葬場の屋根、昨年というか、過年度の分でございますが、その部分が給付になるということで金額60万3,000円を増額するものです。北後志の消防組合のほうで過年度の精算還付金、新しく設けました。決定されておりますので、734万円の追加です。

ページめくって、12ページ、13ページですが、後志広域連合の派遣職員の人件費の精算金、見込みが出ましたので、33万7,000円の減です。農業者年金の関係の手数料9,000円の増、またクリーンセンターの金属ごみ販売収入ということで、昨年の6月にトン数18トン出ましたので、13万7,000円増額するというものです。北後志の衛生施設組合の過年度分繰越金の精算還付でございますが、新しく31万円ということで精算の金額をのせてございます。その他収入につきましては、財源調整でございます。

最後に、20款1項2目衛生債、既定の予算から1,010万円を減額して、4,990万円とするものでございます。こちらは、古平診療所の部分の精算というか、見込みが出て4,900万円台になってございますので、それに合わせた減額でございます。

5目土木債、既定の予算から870万円を減額して、4,480万円とするもので、3節では栄団地の住戸改善、起債の部分460万円減らします。また、4節では定住促進共同住宅の部分、実施ございませんので、全額落とします。また、住宅リフォームにつきましても、実績に合わせた起債額でございます。最後に、5節、新しく設けさせてもらっております。住宅管理事業債ということで260万円、清丘団地の解体につきまして過疎債のソフト事業の対象にならせようということでこちらのほうに260万円盛ってございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 23ページの一番下の住宅リフォーム等支援補助金です。ほとんど確定したみたいで、実績の内容について件数だとかそういうのを説明してください。それと、わかりましたら、これにかかわった工事の総額がわかれば大体効果が把握できるので。それと、前年の数字がもしありましたら、比較したいので、それもあわせて説明をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） 平成26年度の決算見込みという状況では、件数では22件の方に補助金を交付予定でございます。補助金の交付額につきましては、今回の補正にありますように533万8,000円でございます。それに対する総額の工事費は2,489万8,000円でございます。それから、ちなみにこの補助金を受けて下水道を整備した件数は7件でございます。前年度の実績と比較という

ことで、前年度は補助交付者が14件で補助交付金の総額は350万6,000円、総事業費は1,509万1,000円、下水道の接続は6件というふうになって、比較していただければと思います。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

この際討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第13号

○議長（逢見輝統君） 日程第2、議案第13号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第13号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ121万円を追加しまして、2億4,956万3,000円とするものでございます。

また、今回繰越明許を設定させていただきたく、そちらにつきましては32ページの第2表に載せてございます。

まず初めに、26年度の会計状況につきましてご説明をいたします。けさお配りしましたA4判横の資料をお手元をお願いいたします。この資料は、後志広域連合予算の古平町分と古平の国保会計の決算見込みでございます。広域連合の決算見込み、全体像としましては歳出、2款の保険給付費は減額となる見込みです。左側の表です。歳入、2款国庫支出金、5款道支出金の減が大きな割合を占めておりますが、歳入歳出の合計の当初予算との比較では337万5,000円と0.5%の増となっております。

続きまして、下の段、古平町の国保会計では、9月、12月、今回と3回の補正で、当初予算額、下の表です。当初予算額2億300万円に対しまして、3回の補正で4,596万3,000円増の2億4,956万3,000円でございます。歳入においては、1、国民健康保険税1,490万1,000円減は決算見込みによる減、3、繰入金は財政支援繰入金で3,120万円の増、これは1の保険税の収入減及び後志広域連合の負担金の増額による財源充充分、また5、諸収入では3,049万6,000円増で後志広域連合分賦金過年度精算還付金が主な内容となっております。歳出では1、総務費で広域連合負担金が4,670万8,000

円の増、人件費で62万2,000円減となっていることが主な要因となっております。今回の補正につきましては、歳入の右側、3月補正と書いてあるところなのですが、古平町会計の歳入のところの右側です。3月補正、今回補正する総額を太枠で囲っているのですが、縦に見ていただきまして、一番上の1、国民健康保険税1,490万1,000円の減を財源補填を主要因としまして3、繰入金、これは財政支援繰入金でございますが、今回1,572万2,000円を増額するというものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、議案39ページをお開きください。1款1項1目一般管理費でございますが、既定の予算に17万4,000円増額し、予算1,693万5,000円とするものでございます。4節共済費は、職員2名分の共済組合納付金で、最終必要となる額を再積算し、2万1,000円を増額するものでございます。8節報償費、健康運動指導士報償費12万円、13、委託料、1つ目の健康診断委託料62万7,000円の減は、後志広域連合より委託を受けて実施している特定健診、特定保健指導等の経費で決算を見込んで減額するものでございます。それから、2つ目の社会保障税番号制度システム整備事業委託料90万円の追加でございますが、通称マイナンバー法の施行に伴い、既存システムの後志広域連合と国保業務の連携に使用している自庁システムに改修が必要となったためでございます。これにつきましては、9月の定例会において一般会計、2款1項7目電算管理費で各システム分として1,053万円の補正をしております。先ほど一般会計のほうでさらに補正があったものです。国より改修内容の指示がなく、未着手であるため、本来各会計別に計上するものとして国民健康保険事業特別会計で補正し、繰越明許を組みたいということでのせてございます。

32ページに明許の部分が載っていますので、32ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業ということで、今申し上げました90万円を設定させていただきたいと考えてございます。

また39ページにお戻りください。2目広域連合負担金でございますが、既定の予算に103万6,000円増の予算額2億3,133万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、歳出の給付費は減となっているものの、歳入では償還金は増となっているが、国、道支出金が減となっていることにより増額するものでございます。これは、後志広域連合への負担金で、去る2月26日開催されております後志広域連合定例会において補正の決議をいただいております。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、33ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、既定の予算から1,418万4,000円減で8,052万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、1月末の収入実績、それと今後の収入見込み、これをあわせまして当初の予算からの減額でございます。要因といたしましては、水産加工会社の経営破綻等による非自発的減免や徴収猶予、中間所得者層に対する軽減幅の拡大等によるものでございます。

続きまして、2目退職被保険者等国民健康保険税71万7,000円減で393万6,000円でございます。こちらも1月末の収納実績、それと今後の収入見込み、これをあわせまして当初予算からの減額でございます。

次のページをお開きください。下のほうです。3款1項1目一般会計繰入金でございますが、既

定の予算に1,572万2,000円増で1億3,218万9,000円とするものでございます。1節保険基盤安定繰入金の軽減分、2節、同じく支援分、これらにつきましては額の確定による減額及び増額でございます。3節職員給与費等繰入金、これにつきましては12月補正の人件費に対する財源の充当整理及び人件費2名分の増額補正に対する財源充当分でございます。次に、5節財政安定化支援事業繰入金54万6,000円の減、これも額の確定により減額するものでございます。そして、最後、8節財政支援繰入金1,570万円の増で、補正後の数値を6,770万円とするものでございます。これは、収支の足りない分として一般会計で補填するものです。

次の37ページをお開きください。5款3項1目後志広域連合支出金でございますが、既定の予算から28万6,000円を減額して3,212万2,000円とするものでございます。これは、歳出でご説明いたしました特定健診等の実績減によりまして後志広域連合からの支出金も減額されるものでございます。

2目雑入につきましては、財源調整のための増額となっております。

6款1項1目総務費補助金は、追加の60万円と町負担分の30万円を合わせて90万円が先ほどご説明しました歳出、6款1項の社会保障・税番号制度システム整備事業委託料の財源として充当されます。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 40ページの負担金で後志広域連合負担金の総額が約2億3,000万です。それで、新年度の後志広域連合の負担金が1億8,000万なのですけれども、この差はどのようなふうに説明されますか。

○民生課長（和泉康子君） 給付費は下がっているのですけれども、国保会計としては2年間たないと単年度の収支が出ません。それで、今回広域連合のほうから25年度精算分としまして3,000万少し精算分として戻ってきていますので、それを一旦古平町のほうに還付を受けたのですけれども、広域連合としては歳入が減るということで分賦金がプラスされたものですので、給付費が大きく伸びて新年度予算よりも広域連合に納めるお金が増額したというものではありません。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分
再開 午前11時09分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第14号

○議長（逢見輝統君） 日程第3、議案第14号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第14号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ244万4,000円を減額し、6,975万9,000円とするものでございます。

また、こちらも今回繰越明許費を設定させていただきたく、そちらにつきましては44ページ、第2表に載せてございます。

それでは、歳出のほうから説明申し上げますので、議案47ページをお開きください。1款1項1目一般管理費でございしますが、既定の予算に84万3,000円増額し、予算額1,452万3,000円とするものでございます。3節職員手当等といたしまして19万9,000円の増、4節共済費は4万4,000円の増となっております。これらの補正につきましては、最終必要となる額を再精算したところによるものでございます。それから、13節委託料でございしますが、社会保障・税番号制度システム整備事業委託料60万円の追加でございします。これも先ほど議案第13号の国保会計で述べましたとおり、今回後期高齢者医療特別会計で補正し、繰越明許を組みたいということでのせてございます。

44ページに明許の部分が載っていますので、44ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正、社会保障・税番号制度システム整備事業ということで、今申しました60万円を設定させていただきたいと考えております。

再び47ページに戻りまして、2款1項1目後期高齢者広域連合納付金でございしますが、既定の予算から353万8,000円を減額し、予算額5,420万円とするものでございます。こちらの補正につきましては、歳入である保険料減額に伴い、広域連合納付金を減額するものでございます。

4款予備費、こちらは財源調整のための増額補正でございします。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、議案45ページをお開きください。1款1項1目後期高齢者医療保険料でございしますが、既定の予算から370万2,000円の減で、3,016万3,000円とするものでございます。1節現年度分335万7,000円の減、2節滞納繰越分34万4,000円の減で、決算見込みに

合わせての減額となっております。

3款1項1目事務費繰入金、既定の予算に85万8,000円の増で、1,586万5,000円とするものでございます。こちらは、職員給与費繰入金ですが、12月補正の財源整理及び人件費1名分の増額補正に対する財源充当分でございます。その他事業繰入金は、12月、事務費補正の財源整理分16万4,000円と社会保障・税番号制度システム整備事業委託料の町負担分20万円です。この20万円と6款1項国庫補助金で追加いたします40万円と合わせまして60万円が財源として充当されます。

以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 先ほどからマイナンバーの関係でシステム整備ということで金額が出てきていますけれども、一般的に我々が認識しているマイナンバーというのは一元化するという、コンピューターでいろんな税の関係から何からということ国保もみんな、後期高齢者ということなのだと思うのですけれども、これ例えば支出の部分でいうと60万とか40万とかと金額が違いますよね、これシステムそのものは一本化されるのだろうけれども、その中で金額の案分というのですか、これがそのあれによって変わっているのか、システムそのもの一つ一つ後でつなぐときに、一本化するときまた別個にかかるのか、その辺もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○民生課長（和泉康子君） まず、先ほど特会の国保と後期の分なのですが、まず住基だとかからデータを統一するための改修なのですけれども、ここでのっている改修費は、今既存のシステムです。介護なら介護、国保なら国保、今後期高齢ですけれども、後期高齢も既存の自庁のシステムがあります。後期高齢を処理するために古平町で使っている広域連合もしくは北海道広域連合に業務連携するためのシステムとマイナンバーとしてのデータをやりとりするための改修ですので、それぞれ制度ごとのシステムを改修する経費でありまして、経費といたしましては町村の人口割だとかということで補助金が決まっているようで、それに見合った部分に対してそれぞれこのシステム屋さんを選ぶかは別にしまして、見積額が今補正した額で上がってきているものですので、マイナンバーと一つに言っても、今それぞれのシステムのそれぞれの改修部分の補正額ということで補正させていただいています。

○4番（本間鉄男君） 各町村そういう案分で負担が出てきているということはわかりましたけれども、そうしますと将来的に一元化ということであればと、将来的に例えば道のほうだとか、最後は国のほうまでマイナンバーがあれするということで、今システム的に全国統一するときのソフトが簡単にできないのではないかという話もあるのですけれども、道だとか国とつながるマイナンバーが統一されるときにはまた負担が生じるという認識でよろしいのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） マイナンバー制度にかかわる補正でございますけれども、今民生課長答弁ありましたけれども、若干補正させていただきたいと思っております。

今回は、当初一本で予算見てございました。それを今回減額補正も含めまして各課に割り振ったと、そしてなおかつ会計も分けて割り振ってございます。そして、割り振ったところで今回は児童福祉システム、それから国民年金システム、それから国保会計、後期高齢会計と、それぞれ26年度

中にはできなくなると、先ほど言っていましたけれども、システムのおくれもあると思います。そういうことで、今回の今の補正は一回分けて、各科目、各会計に予算をのせて、それを27年度に繰り越すという補正でございます。今回の補正はちょっとややこしいですけれども、そういうことをご理解願いたいと思います。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第15号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第15号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました議案第15号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の予算から歳入歳出それぞれ200万1,000円を減額いたしまして、1億7,635万8,000円とするものでございます。

まず、歳出補正からご説明を申し上げます。54ページ、55ページをお開きください。2款2項1目の施設整備費、これは配水管の更新と量水器の8年に1度の更新、これらの経費を計上しているところでございますが、これらの事務費あるいは実施設計、工事が終了したことから、減額補正するものでございます。総額201万2,000円を減じるものでございます。

次に、4款1項1目の基金費、これにつきましては1万1,000円を増額いたしまして、総額4万円の積立金とするものでございます。

次に、歳入補正予算、52ページ、53ページをごらんください。2款1項1目の水道使用料でございまして、平成25年度と比較いたしますと全体では3.8%が調定ベースで減っております。今回453万3,000円の減ということで、先日の新年度予算でも申し上げましたが、水産加工業の倒産、廃業による利用料金の減収が平成26年度から実質影響を受けるということで、既定の予算から453万3,000円を減額することとしたものでございます。

次に、一般会計からの繰入金、5款1項1目でございますが、既定の予算に29万円を増額するものでございます。これは一般会計でも説明ございましたが、過疎債と簡易水道事業債の交付税で措置されている分、これを一般会計から繰り入れ、追加するものでございます。

次に、基金繰入金でございますが、既定の予算に384万2,000円を追加いたしまして、1,953万8,000円とするものでございますが、これは収入の落ち込みを基金の繰り入れで補填するものでございます。

最後に、町債につきましては、簡易水道整備事業債、事業完了による借入額の減額で160万円を減額して、1,740万円とするものでございます。

以上、歳入歳出予算の補正につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、この際討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第16号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第16号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第16号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ177万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,733万5,000円とするものであります。

また、27年から29年のデイサービス事業に関して年度内に契約を結びたいことから、債務負担行為の補正をするものであります。

まず、債務負担行為の補正ですが、59ページをお開きください。古平町地域福祉センターの指定管理に関する債務負担行為としてデイサービス事業の部分でございます。期間としましては平成26年度から平成29年度まで、実際には事業としては27年度から29年度までの分でございます。限度額

としては9,720万円とするものであります。

それでは、歳出から説明いたします。62ページ、63ページをお開きください。1款1項2目短期入所生活介護事業費、既定の予算に29万円を追加し、352万4,000円とするものであります。13節委託料、短期入所生活介護運営業務委託料29万円を追加するものであります。これは、当初64名を短期入所させる見込みでございましたが、最近の状況等を見込みまして最終的には82名分で見込みたいなということにしております。人数で18人、日数で58日分、2部屋ございしますが、そちらで58日分増を見込んでございます。

次に、2項1目居宅介護支援事業費、共済費です。共済組合納付金1万3,000円の追加であります。これは、再計算の結果1万3,000円足りない、不足となりましたので、追加するものであります。

次、2款1項1目予備費、既定の予算に147万5,000円を追加し、714万7,000円とするものであります。こちらについては、これから説明する歳入、それからただいま説明した歳出の差し引きをいたしまして、追加するものでございます。

では、歳入の説明をいたしますので、60ページ、61ページをお開きください。1款1項1目居宅介護サービス費等収入、既定の予算に113万9,000円を追加し、3,292万7,000円とするものであります。3節短期入所生活介護費収入として公費負担分でございます。歳出でもご説明したとおり、当初64名の予定が82名で見込むものでございます。

2項1目自己負担金収入につきましては、既定の予算に63万9,000円を追加し、573万5,000円とするものであります。これも短期入所生活介護支援事業費の増見込み分の自己負担分を追加するものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

この際討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第17号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第17号 古平町課設置条例等の一部を改正する条例案を議

題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第17号 古平町課設置条例等の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

65ページになります。本件は3本の条例改正でございまして、平成27年4月1日から現在の総務課を分割し、新たに企画課を設置する第1条の古平町課設置条例の改正と、それに伴いまして、2条、3条になりますけれども、古平町議会委員会条例と古平町総合計画審議会条例におきましてそれぞれ企画課の文言を追加、あるいは総務課から企画課に変更する改正でございまして。

第1条でございまして、企画課につきましては、平成19年4月に総務課と統合になってから8年が経過しまして、その間本町における豪雨災害、東日本大震災に伴う原発事故等によりまして防災対策係を新設いたしております。それから、社会資本整備総合交付金事業、それから地方創生対策事業、ふるさと納税等、まちづくり事業が増大していると、さらには少子高齢化、過疎化に伴う空き家対策など、事務量の増大に伴う企画課の分離新設でございまして。

それから、中段に第2条第6号中カの次に次のように加えるとあります。キ、地籍調査に関する事項と、これにつきましては長年の懸案でございましたが、地籍調査事業でございまして、現在全道179市町村で未着手が13町村という状況でございまして。古平町でもこれから地籍調査事業をスタートすると、27年度からスタートしたいと思っておりますけれども、スタートするための作業を始めるために建設水道課の事務分掌に地籍調査に関する事項を追加するものでございまして。国の補助事業に採択されて実際の事業が始まるには通常2年程度必要としておりますけれども、事前の調査、2年間ほどかけて所有者等の調査を行わなければならないと、そのような事情でございまして。

簡単でございまして、説明は以上でございまして。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 今の地籍調査ということなのですが、国のほうで、各自治体で地籍を調べる権限というのですか、地籍を調べて、例えば空き家、そういう対策に活用していくというような話もありましたけれども、それと整合するのかどうか、その辺をもうちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 地籍調査は、調べる権限、これは委託事業者でなくてやっぱり行政の職員でなければほかの町村に問い合わせしたり、それから法務局に問い合わせすることはできないそうです。

それと、もう一点の空き家とかありますけれども、今国で法律できましたけれども、直接今回の地籍調査とはイコールではない、つながるものではなくて、別物でございまして。新しくできた法律に基づきまして、今までは空き家の法律できる前は調べることができなかった、また聞くことができなかったのですが、法律で地籍を調べたり、それから固定資産の台帳を調べたり、そうすることが可能になったと、そういうことでございまして。

○8番（真貝政昭君） 未着手が13町村と説明がありましたけれども、管内ではどこになりますか。
○総務課長（小玉正司君） 後志管内では現在共和町、岩内町、古平町が未着手です。ただ、共和町につきましては、意思決定として内部としては決まっていますけれども、合併町村でなかなか順番が決まらなくてスタート切れないと、そういうふうになっております。

○8番（真貝政昭君） ちなみに、実際に古平で事業を行うとしたら、概略どれくらいの予算が見込まれているのですか。

○総務課長（小玉正司君） 余りにも概算過ぎて、ここでお答えしたほうがいいのか、ちょっと疑問にもなりますけれども、いろんな考え方もありますけれども、今のところ事業費としては3億9,300万という数字も出てございますけれども、何ともやってみなければわからないというのが内部として思っています。ただ、一応協会がありまして、道ですね、道のほうから古平町のほうに来てさまざまお話、未着手の町村は少ないと、そういうことで古平町さんもというときの資料として今の数字挙げましたけれども、このぐらいで済むとはちょっと考えてはございませんけれども、一つの目安の数字でございます。

○8番（真貝政昭君） 財源内訳はどのようなふうになるのですか。

○総務課長（小玉正司君） 事業としては国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1という割合でございます。ただ、町が支出した分につきましては特別交付税として20%見てくれると、そういう制度でございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号 古平町課設置条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第18号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、昨年8月7日に勧告されました国家公務員の人事院勧告に準拠し、本町の一般職の職員

の給与を改正するものでございます。

平成26年度の人事院勧告の内容でございませうけれども、大きく2点ございまして。1点目が民間給与の伸びに伴う7年ぶりの給料と勤勉手当の改正、2点目が来年度以降の給与制度の総合的見直しの2点となっております。今回提案した給与条例の改正案は、今言った2点目の来年度以降の給与制度の総合的見直しに伴う職員給与の減額改正でございませう。1点目の7年ぶりの給与改定と手当の改正につきましては、昨年11月の臨時町議会におきまして既に改正済みとなっております。

それでは、67ページをごらんください。次のページでございませう。今回の条例改正の内容でございませうけれども、大きく単身赴任手当の改正と給料表の減額改正の2点でございませう。67ページで初めの第8条の4第2項本文中とございませうけれども、第8条の4というのが単身赴任手当の項目でございまして、ここで説明資料がお手元にあると思ひませうけれども、平成27年3月定例会説明資料とありませうけれども、この1ページでございませう。1ページに新旧対照表載ってございませうけれども、これが単身赴任手当の改正の内容でございませう。単身赴任手当、一般的には町村なじまないのですけれども、古平町では広域連合への派遣ございませうので、この派遣職員に適用してございませう。内容につきましては、ここでごらんとおりでございませうので、省略させていただきます。

次に、また議案のほう戻っていただきまして、下段のほうに別表第1を次のように改めるとありませうけれども、これが給料表の改正でございませう。ここに給料表載ってございませうけれども、これは改正後の給料表でございまして、これにつきましても説明資料2ページになりますけれども、A3縦長の細かい給料表ございませう。大変見にくいと思ひませうけれども、内容でございませうけれども、今回の給料の減額の改定でございませうけれども、民間賃金の低い地域、その官民較差が人事院勧告で2.18%であったと、そういうことで給料表を平均2%引き下げるといふ内容でございませう。この説明資料、A3でございませうけれども、表頭では1級から6級までございませう。そして、平均2%の減額改定でございませうけれども、ここで書いてありませうとおり、1級は減額なってございませうせん。要するに若い職員、それと2級の12号までも減額なってございませうせん。そういうことで、高卒、大卒、その初任給については引き下げないと。あとほとんどが2%です。2%以上が4級以上の高位号俸、そして50歳代後半、これが官民較差考慮して2.5%から4%引き下げになってございませう。ここでパーセンテージ書いてございませうせんけれども、ほとんどが2%で、一部の高齢者、4級、係長職で50歳代以上、50歳、55歳代の職員が大きく減額になっていると、そういう給料表でございませう。ただ、3年間の経過措置を設けておりまして、この4月からすぐ給料が下がるということでもございませうせん。

これにつきましては、議案の72ページをごらんください。附則が載ってございませう。ここで附則第1項、2項はちょっと省略いたしまして、附則の3項でございませう。附則の3項は、俸給切りかえに伴う経過措置と書いてございませうけれども、内容は大きく3つありませう。次のページに書いてありませうけれども、1点目が給料が引き下げになる場合は平成30年3月31日までの3年間現給を保障しますと、これが1点目です。2点目が55歳になっていない6級の課長職は55歳に達した最初の4月1日から給料を1.5%減額すると、そういうことです。それと、3点目が55歳を過ぎてから6級に昇格した課長職は6級に昇格した日から給料を1.5%減額すると。そういう3点の内容でございませう。

す。いずれにいたしましても、平成30年3月31日までの3年間の経過措置でございます。この経過措置なくなりますと、55歳過ぎて6級になりますから、1.5%の減額はなくなるけれども、4%の減額となると、そういうことでございます。

あと、附則の4項、5項でございますけれども、これにつきましては休職者、そういうイレギュラーな職員、それから条例改正後、施行日4月1日以降に採用になった職員も該当させると、そういう内容でございます。

内容的には項目2点しかございませんけれども、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○7番（木村輔宏君） この単身赴任手当て実際に古平でいるの。

○総務課長（小玉正司君） 結婚して単身赴任でございますから、単身者がただ行くという、若い職員が行った場合は該当になりませんが、結婚している人が単身で行く場合はございます。過去に1件あったと承知しております。

○8番（真貝政昭君） 人勧の勧告で給料表が変わるのですけれども、人勧はたしか毎年ありますよね、それで何%上げるだとか、下げるだとかという勧告をするのだけれども、今回の場合は3年間はこのままでけれども、それ以後は下げるといような根拠というのはどこからきたのかということなのです。今国は物価を上げる政策をとっているでしょう、物価を上げる政策をとっていたら、労働者の賃金は必然的に上げていく政策をとらなければならない。ところが、下がっているという見立てでしょう、食い違いが生じますよね。なぜ人勧はこのような決定をするに至ったのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） この制度、下がったと言いますがけれども、もう既に今の制度は行っています。昔のように日本国中公務員同じでなくて、地域に合わせなさいということです。そういうことで、賃金低いところ、東京とか高い、そういうさまざま日本国中制度ありますけれども、国の職員は日本国中におります。そういうことで、住む地域によって民間の給与に合わせるといのがまず人事院の考え方です。それで、合わせ方としては、一旦全て低いところに合わせて、あとは高いところの職員は地域給として上乘せするというような考え方です。そういうことで、東京都では十何%もたしか上がっているはずですが。札幌では、国家公務員が札幌に住めば、一番低いラインから3%ほど上げると、そういう制度でございます。ただ、なぜこのようにと言いますがけれども、真貝議員のおっしゃることももっともでないかなと思いますけれども、国の考え方としては給料を下げるというよりもそれぞれの地域の民間に合わせると、それが基本でないかなというふうに承知しております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 労働側が弱体化して弱っているというのは認めるのですけれども、その点

で下がりつつあるという状態なのだろうと思います。それにしても、物価を上げる政策をとっている国が、それに追随する人勸がこのような見立てをするというのはどうも首をかしげる次第です。とりあえずは現状維持というのが3年間続くようですけれども、基本的には反対という立場でこの議案に反対するものです。

○議長（逢見輝統君） 次に、賛成討論ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 条例案に賛成する立場から一言申し上げます。

私今まで人事院勧告、それに対して議会では反対はしてきておりません。それで、以前からずっと考えるのは、例えば公務員、たしかに最初は安いというようなお話もあります。けれども、地域、地域によっては、実際に公務員はまちの人口の2割ぐらいを占める、そういう地域もあります。そういう中で、例えば北海道の場合、北海道の平均所得というのは大体400万台なのです。そういう中においては、全て北海道の実情に合わせるというほどの金額ではないのしょうけれども、やはり公務員というのはそれなりにもらっているというような認識は私はあります。だから、北海道ばかりではなく、例えばよく言われるのは民間でいうと宮城を抜かした東北、あと福岡を抜かした九州、よく我々も議員視察なんかしていくとそういうところで働いている民間の人方の給料というのは北海道よりまだ安いというような現実是我々も聞いております。けれども、北海道の賃金の中でその地方、地方の中で公務員はそれなりの給料をいただいているという認識も、働いている以上は公僕という中でも必要でないかなと思います。ただ、そういう中で実際に今のこの人事院勧告を是正しても私はそんなに極端に給料が総額として低いわけではないと、そのように思っておる。今まで人事院勧告に関する給料の値上げ、値下げに対しては反対したことはありませんので、今回も賛成いたします。

○議長（逢見輝統君） ほかに反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時56分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第19号

○議長（逢見輝続君） 日程第8、議案第19号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第19号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、戸籍の電算化につき、事務の効率化のためにコンピューターで戸籍を管理することとなります。これを実施することに伴いまして各種の証明した書面の交付手数料に名称の変更が生じたため、古平町手数料条例の一部を改正するものであります。

説明資料を使ってご説明いたします。説明資料3ページをお開きください。新旧対照表をごらんください。新旧対照表の手数料条例第2条関係につきましては、右側にあります改正前の欄と左側にあります改正後の欄にアンダーラインが引かれております。これが手数料の名称変更箇所となります。

それでは、改正前の手数料の名称、1つ目、戸籍の謄抄本手数料と2つ目、戸籍の記録事項証明手数料を一本化し、改正後、1つ目の「戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料」と名称を改めます。

次に、改正前、3つ目、除籍の謄抄本手数料と4つ目の除籍の記録事項証明手数料を一本化し、改正後、3段目、「除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料」と名称を改めます。

続きまして、改正前、5つ目のアンダーラインと6つ目の後ろのアンダーライン部分の「証明手数料」を改正後「証明書の交付手数料」に改めます。

また、改正前、同じ6つ目の最初のアンダーライン部分です。「除籍」を改正後は「除かれた戸籍」に改めます。

そして、改正前の7つ目、「届出・申請の受理又は届出その他の書類の記載事項の証明手数料」は改正後「戸籍法の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料」として、また改正前、下から2つ目です。「上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料」を上段のただし書きとしまして、改正後の手数料の額の欄、アンダーライン部分ですが、「（ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による実質しを用いる場合にあっては、1,400円）」と改めます。申しわけありません。ここで350円のところにアンダーラインがかかっておりますが、350円というところは変更点はありませんので、削除

願います。

最後になりますが、改正前、一番下です。「届出その他の書類の閲覧手数料」を改正後は「戸籍法の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務手数料」に改めるものです。

要点としましては、戸籍手数料令に倣いまして、電算化されたデータに対しては磁気ディスクをもって調製された、除籍に対しましては除かれた戸籍などに文言整理しまして、名称を改正したものでございます。その他手数料の額に変更はございません。

また、戸籍電算化の改正日は、この3月7日、窓口での交付開始は3月9日月曜日からとなっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
この際討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
これから日程第8、議案第19号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第20号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第20号 古平町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第20号 古平町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、子育て支援の一環として乳幼児及び児童に対する医療費助成の対象者を拡大し、題名の乳幼児及び児童を子どもに改めるものでございます。また、古平町では既に給付対象者の範囲について道の基準よりも中学卒業の15歳まで拡大しておりますが、今回の改正ではさらに高校卒業の年齢であります18歳の年度末までとするものでございます。

それでは、説明資料の4ページをごらんください。まず、ポイントといたしましては5つございます。1点目は題名の変更です。2点目は対象年齢の拡大で、満15歳までを満18歳までにする。3点目は、進学していない子供、または進学等をせず就職活動や自宅療養中の子供を対象とするため、高校生までではなく18歳の年度末までといたしたものでございます。4点目は、子供の要件として

町内に住所を有することとしておりましたが、その要件を保護者及び監護者に変更し、子供の住所は問わないことにしました。理由といたしましては、部活動や通学圏にない学校に進学した子供が転出する場合等を想定し、中学校卒業後の子供に対して規定したものでございます。5点目は、婚姻等をしている子供及び事実上婚姻関係と同様の事情にある子供、または所得税法の扶養親族の範囲に該当しない等の子供は対象外とするものでございます。

今回の拡大の対象者につきましても医療費負担の無料化、所得制限の撤廃及び重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療助成との重複適用が可能となっております。

それでは、2番目の給付対象範囲の拡大をごらんください。1つ目の表ですが、これは北海道医療給付事業の補助対象基準でございます。左側、対象の範囲ですが、就学前は入院と通院、小学生は入院のみです。

続きまして、現在の古平町、下の表になります。対象の拡大部分のみ申し上げます。2段目、小学生、通院、中学生、入院と通院を拡大しており、今回改正部分、下の点線枠をごらんください。今回拡大部分として太字になっている二重線部分ですが、これは18歳までの入院と通院であります。

次に、3、古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成事業との重複適用の取り扱いをまとめたものでございます。なお、助成方法につきましては、これまでと変更はございません。済みませんが、この中の重度心身障害者のガイですが、漢字の害を平仮名に訂正願います。まず、優先順位としましては、1番、重度心身障害者、2番目、ひとり親家庭等、3番目、今回の子ども医療費となります。重度、ひとり親等の対象者は、まず優先順位の順に適用してもなお自己負担が発生した場合にその部分だけが子ども医療費の適用となるものでございます。

今回の改正につきましては、広報等で周知するとともに、受給者に対しては内容説明の文書と新たな受給者証を3月中に発送する予定でございます。

それでは、条例の改正点について次の5ページから新旧対照表を使ってご説明いたします。まず、題名であります。18歳まで拡大したことに伴いまして、「乳幼児及び児童」を「子ども」に改めるものでございます。また、条例の文中においても、全ての「乳幼児及び児童」を「子ども」に改めます。

2条でございますが、用語の定義についての規定でございます。改正前の第1号の2つ目、下線部分ですが、「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。」を改正後は「次に掲げる者をいう。」と改めまして、中学卒業までと高校卒業年齢までの子供を区分するためです。同号にア、イを加えたものでございます。

次に、3条は受給資格者についての規定でございます。第1項、4ページ、一番下になりますが、改正前、乳幼児及び児童とするとありますが、改正後は高校進学等により町外に住所を有する子供を対象とするために、前条第1号イに該当する子どもについては保護者が町内に住所を有する場合には子どもの住所は問わない。これは、子供が町外へ転出して保護者の住所が町内にあれば対象とするというものでございます。

改正後の第3号、第4号の追加でございます。第3号、婚姻している子ども及び事実上婚姻関係と同様の事情にある子ども。第4号、所得税法第2条に規定する扶養親族に該当しない又は該当し

ないと認められる子どもとしております。こちらは、いずれも自立している子供と判断したためであります。

なお、附則としまして、施行は平成27年4月1日からで、経過措置といたしまして、施行日以降の医療に係る医療費から適用となります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、この際討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

これから日程第9、議案第20号 古平町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第21号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第21号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（佐々木容子君） ただいま上程されました議案第21号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正でございしますが、地教行法と略されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が本年平成27年4月1日から施行されることによるものでございします。この地教行法でございしますが、地方公共団体における教育行政の基本的な実施体制について定められた法律でありまして、今回の改正内容も教育委員会の組織、教育長の位置づけ、また教育委員の服務、さらには大綱の策定ですとか総合教育会議の設置といたしました町長の権限にまで多岐にわたっております。このうち教育長と教育委員長に関する事項について本町の条例4本で改正が必要となることから、整理条例として一括でご提案をするものでございします。

説明は、説明資料7ページのほうから説明をさせていただきます。説明資料7ページをお開きください。今回の法律改正のポイントでございしますが、1つ目、教育長の位置づけの変更がございします。今回の法律改正によりまして、教育長は常勤の特別職となります。これまでは、まず非常勤の

教育委員として任命され、教育委員会から常勤の一般職という教育長に任命をされております。そのため、給与、勤務時間などは一般職に準じておりましたが、改正後は議会の同意を受けて教育長として町長から直接任命される特別職に位置づけが変わることから、根拠規定の改正や新たな規定の追加が必要となります。ポイントの2つ目は、委員長職の廃止でございます。今回の改正で現職の教育長が教育委員としての任期が満了されると同時に教育委員長職は廃止され、教育委員会の代表は委員長から教育長に変わることから、委員長の規定の削除が必要となります。

それでは、整理条例について改正内容のほうをご説明いたします。新旧対照表を使ってご説明します。次のページ、8ページをお開きください。整理条例第1条でございます。古平町議会委員会条例の一部改正でございます。委員条例第17条、出席説明の要求について、これは出席説明を求めらる者として教育委員会の代表者の規定がございますが、この部分、委員長の部分を教育長へと改正をいたします。

整理条例第2条は、古平町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。第2条で審議会に審議の対象とするものについて規定がされておりますが、ここに新たに特別職となる教育長を追加をするものがございます。

次、9ページに移りまして、整理条例の第3条、特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。第3条、教育長に対して教育委員としての報酬や費用弁償を支給しないという規定がございますが、改正後の教育長は直接教育長として任命をされることとなりまして、これまでのような教育委員ではなくなるということから、この第3条を削除しまして、第4条を第3条に繰り上げるといってございまして、また、別表でございますが、教育委員会の委員長と委員の報酬の額について規定をしておりますが、委員長職が廃止されるということから、この委員長の部分を削除いたします。

下のほう、第4条でございます。整理条例の第4条は、古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正でございます。9ページから10ページにわたっておりますが、この中の第1条で、これはこの条例の目的ということで、根拠法令示されております。これまでの教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件につきまして一般職とは別に条例で定めるようにという規定が教育公務員法特例法の中で規定をされておりますが、今回の地教行法の改正にあわせましてこの規定が削除されましたことから、この目的の部分に入る根拠規定、新たに地方自治法と地教行法を加えるものがございます。

一番下の行になりますが、第4条、給与の支給方法についての規定でございます。一般職の職員の方法に倣うということに変更はございませんが、町長や副町長の規定の文章に倣って文言のほうを整理をしております。

次ページに移りまして、第7条、職務に専念する義務の特例について、この規定を新たに追加するものがございます。地教行法改正法で教育長の職務専念義務についての規定がなされておりますが、改正後の教育長は特別職であるということから、一般職の職員とは別に職務に専念する義務の免除を受ける規定が必要となります。ただし、内容としては一般職と同じ規定をしております。

この整理条例、施行日は平成27年4月1日からでございます。

以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 教育長、法律の改正によって、4月1日から提案される議案では現教育長が新しい法律のもとでの新教育長に任命される手はずになっているのですけれども、改正された教育のほうの法律に当たっては、しかるべき団体がアンケート調査で全国の教育委員に調査したところ、7割が今までの教育委員会制度に政治的な介入を強めるものだとして反対している結果が出ているのです。国会での論議だとか法案の中身だとかを見るにつけて、教育長が任命されるにしても、もともとは安倍政権は教育委員会そのものをなくそうとしていたのです。だから、それが実現されれば教育長も失職するという運命だったのです。それが反対勢力によってこういう形になって、形ばかりは残るのですけれども、首長が基本的に教育の大綱を決めるという新たな段階に入りますけれども、教育長、基本的には新しいこういう制度というのは望んでいたほうなのではないでしょうか、本音を聞きたいのです。

○教育長（成田昭彦君） たしかに安倍政権になって教育改革ということの一環として、教育再生会議の中でいろいろもまれてきた経過がございます。その中で、当初は今の教育委員会の執行機関を首長部局の補助機関という形に位置づけてはどうかという結構強固な意見も出てきました。教育長の任期も4年ということでございますけれども、それも今3年に改正されましたけれども、これも与党の中で4年では町長の権限が薄らぐので、町長の任期のうちに1回必ずそういったものをやろうとかいろいろ出てきて、こういう結果に改正されたわけがございますけれども、真貝議員のおっしゃる町長から直接教育長として任命されるという形の中で一番懸念されるのは、教育委員会で求められる政治的中立性といいますか、そういったものが危惧されるのかなということはございますけれども、私は今回町長から3月でこういう形で進めたいという話あったとき、今の体制であればそういったこともなく、今の総合教育会議やそういったものに対して町長が招集して進めるという形になりますけれども、そういった中でも以前から教育委員と町長とのそういう懇談を持って教育行政を進めてまいってきていますので、今回出された中でも私は今の中では独立した教育委員会、執行機関としてやっていけるだろうということで今考えております。

○8番（真貝政昭君） 無難な答弁で、よろしいのかなというふうに思うのですけれども、法律の狙いは国の考えている方針を地方の首長に見本として提供し、そして地方がそれに倣って大綱を決めて、そして教育長は学校の人事だとか、それからもろもろの教育にかかわってきますよね、そういうのを決定していくと、だから危ないのだということなのです。大津市のいじめ事件は、教育長を含めた教育委員会、事務局そのものが問題を隠蔽して、おかしくなったということでしたよね。教育委員会が機能しなかった事例です。それから、大阪の橋下市長のところは、学校の先生方の思想調査をしようとして、それを阻んだのが教育委員会だったのです。これがなくなると、歯どめが。それが全国の教育委員さん方が心配した結果なのです。今の答弁を聞いていますと、まず3年間は今までの経験をもとにやっていけるのかなというふうに思いますけれども、信頼関係ですので、私も今回は成田さんの選任には賛成するつもりでいるのですけれども、この法律とそれに基づいた条

例改正ということで基本的には危ないと、こういう感覚を持っているのです。ぜひとも教育行政執行に当たっては、過渡期で近いうちにはこういう制度をもとの制度に戻すという動きも当然ですけれども、それを肝に銘じて事に当たっていただければなと思うのですけれども、その点について成田さんのお考えを聞きたいと思います。

○教育長（成田昭彦君） あくまでも教育委員会というのは独立した機関というふうに考えていますので、ここに首長入ってきて、今までは教職員人事ですとか教科書採択ですとか、そういった今までの教育委員会の業務の中には幾ら首長といえども入ってこれませんので、その辺はきちっとわきまえた中で、ただ逆に考えますと今まで私どもの手の届かなかった予算ですとか、そういった問題に町長と教育委員と直接話した中で将来的な方向性を見つけていけるのかなという感じもしますので、その辺はいい方向できちっと教育委員会としての立場を考えながら進めていきたいと思っています。また、確かに教育委員さん方のアンケートとった中では、現行の中で改正するものを改正していけばいいのではないかという意見も多数ありましたけれども、ただ今回滋賀県の大津市のいじめ自殺問題見ても、教育委員会が今背負っている合議制たるもので教育委員長と教育長、委員長が非常勤という立場なものですから、合議制ということであれば一回一回委員さんが集まって対応していかなければならない。それが実際に現場で起きていることに後手後手になっていくという、そういう欠点もございますので、その辺も踏まえながら教育行政進めてまいりたいと思っております。

○8番（真貝政昭君） その点ではちょっと認識が異なるものですから、変えられた内容を見ますと、従来は教育委員さんの合議制で教育長が決まり、合議制で教育長を罷免することができたのがそれができなくなったと、かなり強い権限を持つものですよね。しかも、町長の指揮下のもとに置かされると、そういうことからしてもやはり政治的な介入というのが十分入り込める形になってしまったということなのです。その点踏まえて3年間当たっていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（逢見輝統君） 答弁は要りませんか。

○8番（真貝政昭君） 要らないです。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 先ほどの質疑の中で述べましたとおり、新しく改正された仕組みというのには基本的に賛成できません。戦前の忌まわしい形から教育を政治的な介入から独立させるためにつくられた教育委員会制度が当初はかなり機能したのです。その後公選制がなくなって、形ばかりのように形骸化してきたと、そういう中でいろんな問題が出てきましたけれども、徹底して教育委員会という政治から独立した形で充実させていくべきものを戦前回帰で、しかも国のトップの極めて偏った考えが地方まで行き渡るような、そういう介入の仕方が今つくられつつあったと、そういう形になったと言わざるを得ないものですから、今回の条例改正には反対するものです。

以上です。

○議長（逢見輝続君） 続きまして、賛成の方、討論ございませんか。

○6番（高野俊和君） （聴取不能）いろいろな（聴取不能）場合は委員会を開くことなく迅速に事に当たることができるだろうということは感じております。ただ、1つあれを言いますと、特に学校関係、学校教諭、管理者などとの折衝においては、近いことも大変すばらしいのですけれども、多くの意見を聞くことが若干意見として減る部分があるのかなという、そういう思いは少しありますけれども、総体的にはいろいろな諸行事が素早くできて、子供たちに早い手だてができるのではないかといいまして賛成いたしますので、この改正には賛成をしたいというふうに思っております。先ほども言いましたけれども、成田教育長はもうかなりベテランでありますから、先ほど私がちょっと危惧したことに関しても十分承知をしてやってくれるだろうということを信頼はしております。そういうことで賛成をいたします。

○議長（逢見輝続君） 続きまして、原案に反対の討論ございませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） それでは、次に賛成の討論ございますか。

○4番（本間鉄男君） 賛成する立場から一言申し上げます。

先ほどのほかの議員の話でも大津市の問題も出ましたけれども、結果的に大津市長の耳にいじめが入っていかなかったと。教育委員会の中で物事が伏せられていたということが原因としてあると思うのです。ということは、例えば代表する市長であろうが町長であろうが、そういう人方が学校のいじめ問題だとかそういう問題に関して情報が下から上がってこなかったというものが1つあったと思います。それから、先日川崎の教育委員会でしたか、そちらのほうでもそのような似た、教育委員会の中で伏せられてというか、それでもって一応何もなかったとかというような問題。先日もいじめられて亡くなったということでも、初めは何もない、何もないと、何もいじめはなかったと、だけれども実際には後で行政のほうというか、教育の立場のほうでやはりありましたというようなこと、これはやっぱり行政が最終的に責任を持たされるわけです。簡単に言えば、いじめでもって亡くなった場合に、損害賠償だとかそういう場合に発展した場合には行政に対して賠償責任があるのではないかと、そういう問題までかかわってくるということがあるのです。だから、私は、いい点、悪い点ということも確かに言われる部分もあるのでしょうけれども、まちのことをしっかりと責任を持つということはやっぱり行政の各町村長だとかそういう人方だと思うのです。そういう中で、あとは行政の上に立つ人が簡単に言えば革新系の町長になるとか、市長になるとか、保守系だとか何とか、そういう場合によって教育長に対する指導の仕方だとか、それは多少変わると思う。だけれども、実際には全てが保守政治というか、後ろ向きな首長ばかりでないということからすれば、これは最終的に何かがあった場合には首長が責任をとるという部分では私はいいのかなと、そういう思いで賛成いたします。

○議長（逢見輝続君） 以上で討論を終わります。

これから議案第21号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時37分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第22号

○議長(逢見輝統君) 日程第11、議案第22号 古平町子どものいじめの防止に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長(佐々木容子君) ただいま上程されました議案第22号 古平町子どものいじめの防止に関する条例案についてご説明を申し上げます。

まず、条例制定に至りました経緯でございますが、先ほどからも話題にのっておりました平成23年に滋賀県の大津市で起きたいじめが原因とされます中学生の自殺事件、いわゆる大津いじめ事件でございますが、これが大変大きな社会問題となりました。これを契機としまして、いじめの防止のための基本方針の策定、学校などでの対処方法の明確化、重大事態への対処の指針について規定しましたいじめ防止対策推進法が平成25年9月から施行されました。これを受けまして、北海道では平成26年4月から北海道いじめの防止等に関する条例が施行され、いじめの防止に対する基本理念の策定や北海道と北海道民、事業者等が一体となっていじめの防止に向けた施策を推進することとなりました。この道条例を受けまして、全道の市町村で地域の特性を踏まえたいじめ防止条例の策定が進み、古平町といたしましても学校、地域、関係機関と連携協力をし、いじめの防止に向けた取り組みを推進するべく、条例制定をするものでございます。

条例の概要についてご説明をいたします。説明資料11ページをお開きください。A3判の大きなものとなっております。この資料、左側が道条例、右側がただいまからご説明申し上げます町のいじめ条例案となっております。説明では、この右側の古平分についてご説明をしていきます。

まず、第1条、目的でございます。いじめの防止等のための対策、これはいじめの未然防止、早期発見、早期対応などの取り組みを指しますが、これらを総合的、効果的に進め、子供が安心して生活し、学ぶことができる環境の形成に寄与するというものでございます。

第2条は、この条例の中で用います用語についての定義、例えばいじめ、子供、学校、保護者、地域社会、関係機関等について定義をしております。

第3条は、基本理念としまして、学校、家庭、地域、行政などが相互連携し、いじめの防止及びいじめ問題の解決に取り組むこと。また、子供の発達段階に応じて、いじめが絶対許されない行為であることを理解させること。そして、子供は人との豊かな人間関係を築き、互いを尊重しなければならないとしております。

第4条では、いじめの禁止としまして、子供はいかなる理由があってもいじめを行ってはならない。また、いじめを発見した子供は、学校、保護者へ通報、相談するよう努めなければならないとしております。

第5条から第8条までは、それぞれの立場に応じた責務について規定をしております。

第5条は、町と教育委員会の責務でございます。基本理念にのっとりたじめの防止等に必要な施策の策定及び実施、学校への指導、助言、援助を行い、学校と一体となって必要な施策を講ずるとしております。

第6条は、学校の責務です。いじめの未然防止及び早期発見、早期対応、これらに努める。また、子供がいじめを許さない心情や態度を育むよう教育活動を充実させる。また、町や教育委員会、保護者、関係機関との連携を図ることとしております。

第7条は、保護者の責務としまして、いじめは絶対に許されないことを理解させるように努めること。また、いじめが疑われる場合は速やかに通報、相談を行い、また学校などとの連携協力をすることとしております。

第8条は、地域社会の責務としまして、見守り、声かけなどを行い、安心な環境づくりに努める。また、いじめが疑われる場合に学校や関係機関への速やかな情報提供を行う。また、町などが実施する施策への協力をする。

第9条、第10条では、いじめ防止等に関する基本的な施策としまして、まず町、教育委員会がすべき施策としまして、子供や保護者、地域社会からの通報及び相談のための体制の充実を図ること。いじめ防止等に関する必要な広報その他の啓発活動を行うこと。道徳教育を含めた社会教育事業等の充実を図ることとしております。また、学校がすべき施策としまして、子供、保護者が安心して相談できる環境づくりを図ることとしております。小中学校では、既にいじめ防止の基本方針を策定してありまして、内容といたしましてはいじめの防止のための校内組織の設置、また年間での取り組み計画の策定、実行、検証、教職員の資質向上のための研修の実施、いじめアンケートの実施と分析や実態の把握、そして関係機関との連携といったことが規定をされております。

ここまでの部分は防止に関することですが、この後第11条では重大事態が発止した場合の対処ということで、第11条では、必要に応じ、いじめの通報、相談に関する調査、審議、調整などを行ういじめ防止委員会を設置できるとしております。

また、14条では、防止委員会での審議、調整の結果内容に応じまして、いじめの関係者に対して是正の要請を行う。

16条では、その是正要請の内容ですとか対応の状況を公表することができるとしております。

一番最後は組織の設置ということで、11条で規定をいたしましたいじめ防止委員会について、第12条では所掌の事務としまして、重大または深刻ないじめ問題解決のための調査、審議、また関係

者との調整、さらにはそういったことを含めまして町長への指導や助言、またそれらのための関係者からの資料や説明の聞き取り。

そして、13条では組織としまして、委員を5名以内、そして有識者、またはいじめの防止等に知見を有する者の中から町長が委嘱ということも規定をしております。

15条では、この委員会のための活動に対して学校、保護者、地域社会、関係機関は協力をするというものでございます。

この条例は、平成27年4月1日からの施行としております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。条文につきましては、議案のほうをごらんをいただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） いじめ防止に関する条例というのは、簡単に言えば本来こういうものがないかという部分だと思うのです。だけれども、これをつくることによってそれでいいかという点、いじめた人に処罰があるかとか、何かペナルティーがあるかといったら、実際には犯罪につながっていかないとなかなか行政としては意外とペナルティーはできないというようなものだと思うのです。そういう面では、ないよりあったほうがいいかなというような条例かなというような気もするのですけれども、ただこの中で古平町いじめ防止委員会というものを設置することになると思うのですけれども、この5名という大体の人選の仕方というのはどのように考えておりますか。

○教育次長（佐々木容子君） いじめ防止委員会の委員の人選でございますが、まだはっきりとした規定をつくっているわけではございませんが、担当としましては例えば退職した学校職員、校長ですとか教員ですとか、現場を知っているけれども、現在の現場と余りにも近い方ですと第三者的な意見が聞けないという点もあるものですから、退職した教員、または子供の事案になりますから、主任児童委員、あとは本当に重大な案件になりましたら地元の警察、駐在所ということも考えられるのかなというふうに考えております。

○4番（本間鉄男君） OBだとか主任児童委員だとかと、主任児童委員の方はいろんな立場でかわっていると思うのですけれども、こういう中に日ごろから警察の方も入れるというふうなことになると、最近どうかかわりませんが、警察と学校というのは情報の共有がなかなかできないというようなお話もあるのです。だから、その辺で警察の人が委員になることによって、逆に言うと現場でガードを張るとか、そういうようなこともたまに起き得るかなという思いもするので、その辺の意思の疎通をきちっとしていかないとこの委員会の中でも全て情報が共有できるかどうかと、片方は刑事というか、刑事事件としての立場で見ると、片方は簡単に言えば生徒の育成というか、そういう立場で教育の立場で見ていくという部分でちょっと違いもあるので、その辺どうかという疑問もあるのですけれども。

○教育次長（佐々木容子君） ただいまの防止委員会の中に警察をとというのは、かなり深刻な事案を想定したものなのですが、今議員おっしゃるように、学校と警察の関係なのですが、今現在校外生活の指導連絡協議会という中の構成員に警察、地元の駐在も入りまして、その中では学校同士の連絡もあります、地域の防犯ですとか、そういった面からも警察のほうから情報いただいたり

いうことで、年間四、五回の会議ございますが、かなりそういった点で情報共有したりという、そういう場はできているのかなというふうには考えております。

○6番（高野俊和君） 先ほどの教育長に関連するのですけれども、いじめってかなり微妙なものだと思うのです。それで、どの時点で公にしているのかというか、どの時点で皆さんと話し合うことがベストなのかということは大変微妙なところだと思います。そういう面におきましては、先ほど私が申し上げましたけれども、教育長が新教育長という制度になって、素早く対処できるということに関しては、現時点での対処するという部分においては新教育長が学校関係者、管理職、教員と話し合っ、ある程度素早い対応ができるだろうなというふうに期待をするものであります。それで、少し申し上げにくいところもありますけれども、そういう面においては学校、教育長がまず初めにいじめになり得る前に手だてをして、いい方向に持っていくというのがベストだと思いますので、その点において教育長の考え方がありましたら、ちょっと伺いたいと思いますけれども、いいですか。

○教育長（成田昭彦君） 私どももいじめがあってからでは遅いと思っていますので、その前の学校との連絡というのは毎月とっています。いじめに対する児童生徒のアンケートもとっています。その中でも早い対応というのが、あってからでは遅いものですから、それを修復するというのは時間かかるものですから、ある前に。学校のほうでもいじめの基本方針策定してしまして、その中でいじめ委員会とか設置していて、その中での話し合い等を持っていますので、議員皆様には町内の中でもそういったものがあつたらぜひそういった情報を、私どもにいただければ早期に対応してまいりたいと考えますので、その辺の協力もお願いしたいと思います。

○6番（高野俊和君） 今教育長もお話ししていただきましたけれども、どの時点で、いじめが起きてからでは遅いと、まさしくそのとおりであります。そういう面におきましては、教育長の立場はもともと重いですが、さらに深まるのだらうと思いますけれども、とにかく早く芽を潰すというのが第一だと思いますので、教育長を初め学校関係者とともがいじめやその他のことが起こる前に対処してほしいということをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

この際討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようです。

採決いたします。

これから議案第22号 古平町子どものいじめの防止に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分
再開 午後 2時03分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第23号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、議案第23号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第23号 後志広域連合規約の一部を変更する規約について提案理由の説明をいたします。

本件は、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき後志広域連合規約を変更することについて、関係町村と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは、介護保険制度改正により保険料負担割合が変更になることを受けて地域支援事業の財源構成割合が変更となることから、地域支援事業に要する経費の町村負担割合を変更するための規約の一部変更となります。地域支援事業の財源構成割合の変更の内容は、まず1つ目、介護予防事業で介護保険料1%増、それから支払基金交付金で1%減、それから2つ目としては、包括的支援事業・任意事業で介護保険料1%増、国庫0.5%減、道費及び町村負担で各0.25%減となっております。

それでは、改正内容ですが、89ページをお開きください。実際の変更する規約の内容となっておりますが、わかりやすく説明するために説明資料の12ページをお開きください。新旧対照表となっております。右側が現行の内容となっておりますが、別表の2、(3)の②、地域支援事業に要する経費でアンダーラインの部分として、介護予防事業に要する経費の12.5%に相当する負担額と包括的支援事業・任意事業に要する経費の19.75%に相当する負担額とするというふうにしていたものを右側、新しい今回の改正内容は、下線部であります。介護予防事業に要する経費から介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び道支出金控除した額と包括的支援事業・任意事業に要する経費から介護保険料、国庫支出金及び道支出金を控除した額を負担額とするというふうに変更するものでございます。これは、今まで率によって規定していたものを言葉で差し引きした形で規定するというものに改正するものであります。

議案の89ページにお戻りいただきまして、附則として、この規約は、北海道知事がこの規約の変更についての届け出を受理した日から施行し、この規約による変更後の別表2(3)②の規定は、平成27年度以後の年度分の負担額について適用するというふうにしております。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○8番（真貝政昭君） 議運でも多少説明があったのですが、改めて見比べて、従来のほうは数字として確立していたわけです。それが文章になると実際にどういう数字に変わっていくかというのが全くわからない状況になってきますよね、この点についてはどのように対応されるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 最近の国の制度改正の内容を見ていますと、この地域支援事業等々の負担割合の改正というのが私が知る限りでも直近で今回2回目かなと思います。たびたびの改正がある中で、率にして規定しておくとそのたびに改正があるということから、今回文言での規定の仕方を変えて改正を少なくしたいという思い。それとあと、では率が幾らになるのかということについては、その年の年度予算説明資料等に率等を載せてございますので、そちらでご確認願いたいなと思います。

○8番（真貝政昭君） 国のやることは余り信用していないので、地方負担を強化する方向というのはやはり警戒しなければならないので、その点についての説明というか、議会に対してのものなのですが、ぜひともよろしくお願ひしたいのですが、そのよう取り計らうことはできるのですか。

○副町長（田口博久君） 議運での続きでちょっとお話しさせていただきますけれども、別な資料なのですが、ことしの予算の説明書をお持ちでしょうか、27年度です。20ページ、ちょっとお聞きいただけますか。この20ページの③、ここで網かけの部分ありますよね、古平町負担金377万2,000円掛ける19.5%と書いてある部分、ここの部分なのですが、国の改正がどうのこうのという部分といいますか、法律の中でこの事業に充てる費用の財源というものが介護保険法の中で規定されております。今古平町でいいますと、ここでいいます377万2,000円が包括・任意事業だと、そうした場合に1号保険料は22%を充てます。これが去年まで21%だったのです。ここの改正によって、今回19.5の部分去年まで19.75だったのです。その出し方が法律の中で、総額から1号保険料を差し引く、差し引いた残りの2分の1は国費、4分の1は道と町が負担するというふうに規定されています。ですから、おのずと1号保険料の率が変わると町の負担金が変わってくるということなのです。たまたまではないのですが、古平町は広域連合に所属しています。ですから、広域連合としては、これが一つの保険者、古平町単独でやっているとすれば、これは単純に一般会計から持ち出す分なのです。その分を広域連合の事業としてやるので、広域連合規約の中で負担金として求めているわけです。ですから、今まではその分が固定されているであろうということで率で規定していたと。ですが、先ほど課長が申し上げましたように、1号保険料とかの率がしょっちゅう変わってきています。平成12年に始まったときには、1号保険料はたしか18%だったのです。2号保険料が32%だったのです。保険料50%ですので、1号保険料が18%、2号保険料が32%でスタートしたものが徐々に65歳以上の方の保険料率が上がってきているのです。昨年21%、さっき課長言いましたといいますか、規約の中で支払基金交付金という言葉がありますが、この支払基金交付金というのは2号保険料のことです。2号保険料を全国でプールして、この包括事業に充て

る費用として受け取る額を支払基金交付金と言っていますが、実質的には2号保険料のことです。包括事業には2号保険料、基金の交付金は充当されません。それから、介護予防事業のほうには基金交付金、1号保険料の部分も充当されます。そういったようなことで、1号保険料を除いた分の国の額が2分の1、道、町村が4分の1を負担すると法律で規定されていますので、ということではおのずと担保されるといいますか、見えなくなるということにはなりません。そのようにご理解いただきたいと思えます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第23号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第24号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、議案第24号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第24号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、北後志定住自立圏における中心市宣言を行った小樽市が平成22年4月1日に近隣5カ町村と締結した定住自立圏の形成に関する協定に基づき策定いたしました共生ビジョンが平成26年度末で5カ年の任期切れとなることから、小樽市では改めて昨年からの懇談会、それから我々近隣町村との協議を重ね、新しく第2次共生ビジョンを策定することとしております。新しい取り組みを取り入れた第2次共生ビジョンを策定するに当たって、小樽市では定住自立圏を形成している5町村とそれぞれ定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する必要があることから、今回古平町では古平町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づきまして、今般本議案を提出したものでございます。

協定書の変更内容は、別表部分でございまして。文言の修正もございましてけれども、主な変更内容は、新たな取り組み事項が2点ほど、それから取り組み内容を見直す事項が1点ほどございまして。新たな取り組み事項2点でございましてけれども、説明資料、最後になりますけれども、13ページが議案第24号の説明資料、A3横の資料でございまして。ここで新たな取り組み事項2点でございまして。

が、1点目は14ページ裏になりますけれども、左側が改正後でございます。14ページの左側、下段でございます。取り組み事項、取り組み内容、甲の役割、乙の役割とありますけれども、甲が小樽市の役割、乙が古平町の役割でございますけれども、取り組み事項は雇用支援及び起業の促進と、そして若者の雇用支援、起業の促進に向けた支援を推進すると。そういうことで、小樽市では圏域内の高等学校及び企業と連携して圏域内の雇用促進を図ると、市内での起業を促進するため、必要な支援を行うと。そして、古平町としては小樽市が実施する雇用促進の取り組みに対し、古平の区域内にある高等学校及び企業に参加を呼びかけるなどの必要な協力を行う、乙の区域内の住民に対し、甲が実施する起業促進の取り組みを周知すると、そういうことで、高等学校もうなくなっていますね。

次に、2点目でございますけれども、19ページになります。19ページは2点目になりますけれども、19ページの左側、下段、圏域における情報共有、それと情報提供の充実、これは圏域内の各市町村が持つ行政情報等を共有し、住民に積極的に提供する仕組みをつくるという取り組み内容でございます。ここでも甲の役割、乙の役割ございまして、圏域内の市町村が作成する広報紙や各種パンフレットを集約し、圏域全体の行政情報等を定期的に更新しながら、一体的に各市町村の住民に供給する仕組みを構築すると。乙の役割といたしましては、各種行政情報等を甲に提供するとともに、甲から提供された圏域全体の当該情報を住民に提供すると、小樽市で行う事業について古平町の住民に知らせると、そういう内容でございます。

次に、取り組み内容を見直す事項でございますけれども、これにつきましては20ページ、最後になります。20ページ、最後のページ、下段でございますけれども、ここでは右側のほうが改正前でございます。圏域内の市町村の職員の能力向上の取り組みで、職員の合同研修の開催などを行うということになってございましたけれども、それを修正いたしまして、圏域内市町村職員間における情報交換の場の積極活用の取り組みに見直す内容でございます。今までは、小樽市が実施する職員研修に必要な応じて古平町の職員を参加させると、そういう内容から、小樽市の各部局から積極的に乙に対して情報提供を図ると、そして古平町からも必要に応じて情報提供や意見交換をすると、そのような内容に改めております。

先ほどの14ページにありましたけれども、この内容につきましては古平町には高等学校ないのでございますけれども、これについては5カ町村の内容と全く同じでございますので、その辺の内容につきましては改めて小樽市とも協議してみたいと思います。とりあえず今の内容につきましては5カ町村同じ内容でございますので、その辺ちょっとご理解いただきたいと思います。

説明は以上で終わりました、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

この際討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（何事か言う者あり）

○8番（真貝政昭君） 今回の改正の内容ではないのですけれども、この協定は平成22年からスタートしたものです。当初私は賛成したのです。しかし、その後公共交通の関係で新幹線の取り扱いが焦点になっているのです。それで、私は政党所属が共産党なものですから、足並みをそろえるという立場からも新幹線問題について調べてきたのですけれども、共産党としては札幌市議団共産党は新幹線賛成なのです。ところが、後志全体の共産党の考え方は反対という立場をとったのです。この違いは、その地域の住民の意思を継ぐのが共産党の立場ですので、何も整合性がないというものではないのです。それで、反対する理由は、在来線がなくなるということです。古平からは離れていますけれども、銀山の高校生が在来線を使って倶知安に通うだとか、または小樽に通うだとか、生活の足として活用されているのです。それは、仁木も余市も、特に足のない学生、高齢者が便利に使っているのです。これをなくするというはやはり極めて問題だということで、それを捨てても新幹線に取りかかるといのは絶対反対だということで、平成22年ころに余市を中心にしまして、また山麓を中心にしまして連絡会をつくって、在来線を守ろうと、新幹線は反対だという運動を展開しています。そういう立場で、小樽市は新幹線にのめっていますので、それを基本にしたこの公共交通の考え方というは受け入れられないということで、その後の展開として私も認識の変更をせざるを得ないと、そういう立場に立ちまして、この議案に反対するものです。

以上です。

○議長（逢見輝統君） それでは、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第24号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（教育長 成田昭彦退席）

◎日程第14 同意第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（本間順司君） ただいま上程されました同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど議案第21号で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の議決をいただきましたが、これに基づき、先般現教育長の成田昭彦氏から、今月31

日付をもって職を辞したい旨の申し出がありましたので、一応これを受理し、これまでの実績からも改めて同氏を新教育長として任命し、新しい法律のもとで地方教育行政の推進にご尽力いただきたいと思っ

ているところであり、何とぞご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げたいと思

ます。

なお、本件に関しましては、既に教育委員長のご了承をいただいておりますことを申し添えてお

きます。

それでは、議案を朗読しながら説明にかえさせていただきます。

同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命について。

次の者を古平町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年3月4日提出、古平町長。

記といたしまして、住所、古平郡古平町大字新地町60番地の1、氏名、成田昭彦、生年月日、昭和27年10月10日生まれ、62歳でございます。

参考の1につきましては、今後の任期でございまして、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年でございます。参考としまして参考2、前任者、成田昭彦、任期が平成24年10月1日から平成28年9月30日までございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり平成27年3月31日

辞職ということで、何とぞよろしくお願い申し上げたいと思

います。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時32分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命について採決いたします。

お諮りします。本案は、これに同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命についての件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時35分

(教育長 成田昭彦着席)

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第15 発議第1号

○議長(逢見輝統君) 日程第15、発議第1号 古平町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

本案提出に当たり、議長に提出された規則案の提出者の提案理由を参考までにお配りいたしました。

よって、本案は会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質疑、討論を省略して構いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから発議第1号 古平町議会会議規則の一部を改正する規則案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 古平町議会会議規則の一部を改正する規則案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 陳情第1号

○議長(逢見輝統君) 日程第16、陳情第1号 泊原発の再稼働に同意せず、廃炉入りを求める意見書の採択に関する陳情を議題といたします。

陳情第1号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りいたします。陳情第1号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 泊原発の再稼働に同意せず、廃炉入りを求める意見書の採択に関する陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第17 陳情第2号

○議長(逢見輝統君) 日程第17、陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅な増員と処遇改善を求める意見書の採択をもとめる陳情を議題といたします。

陳情第2号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りいたします。陳情第2号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅な増員と処遇改善を求める意見書の採択をもとめる陳情は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時40分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎休会の議決

○議長(逢見輝統君) お諮りします。

議事日程の都合により、あす6日は休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

したがって、明日6日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝続君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時40分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員